

寒川町広報に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月27日

寒川町長

寒川町規則第27号

寒川町広報に関する規則の一部を改正する規則

寒川町広報に関する規則（昭和55年寒川町規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に掲げる」を「町政について町民の理解と協力を得るための周知及びシティプロモーションに資するための周知（以下「広報事項」という。）その他町長が必要と認めた」に改め、同条各号を削る。

第3条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第4条中「、広聴事項は、広聴主管課長が」を削る。

第6条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第11条中「責任者の決裁を経て」を削る。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

別記様式を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。